

○福岡市病院事業運営審議会規則
昭和 44 年 4 月 1 日規則第 13 号

参考資料 2

(目的)

第 1 条 この規則は、福岡市附属機関設置に関する条例(昭和 28 年福岡市条例第 70 号)第 4 条の規定に基づき、福岡市病院事業運営審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員及びその運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて福岡市病院事業の運営に関し必要かつ重要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 14 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員

2 前項第 3 号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行なうことができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、保健福祉局健康医療部において行う。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。